

○参考法令

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抜粋）

（廃棄処分、危害除去命令）

第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条若しくは第十八条第二項の規定に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

- 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、営業者が第二十条の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営業者に対し虚偽の若しくは誇大な表示若しくは広告による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

（許可の取消し、営業の禁止又は停止）

第五十五条 都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十条、第二十五条第一項、第二十六条第四項、第四十八条第一項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合、第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合、第五十二条第二項第一号若しくは第三号に該当するに至つた場合又は同条第三項の規定による条件に違反した場合においては、同条第一項の許可を取り消し、又は営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

- 2 厚生労働大臣は、営業者（食品、添加物、器具若しくは容器包装を輸入することを営む人又は法人に限る。）が第六条、第九条第二項、第十条、第十一条第二項若しくは第三項、第十六条、第十八条第二項、第二十六条第四項若しくは第五十条第三項の規定に違反した場合又は第七条第一項から第三項まで、第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業の全部若しくは一部を禁止し、又は期間を定めて停止することができる。

（改善命令、許可の取消し・営業の禁止又は停止）

第五十六条 都道府県知事は、営業者がその営業の施設につき第五十一条の規定による基準に違反した場合においては、その施設の整備改善を命じ、又は第五十二条第一項の許可を取り消し、若しくはその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号）（抜粋）

（許可の取消し、営業の禁止又は停止等）

第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その施設若しくは設備の整備改善を命じ、その許可を取り消し、又はその営業の全部若しくは一部を禁止し、若しくは期間を定めて停止することができる。

- 一 第二条第一項の許可を受けた後、同条第二項の基準に違反するに至つた者、同条第三項第一号若しくは第三号に該当するに至つた者又は同条第四項の規定による条件に違反した者
- 二 第三条第一項の許可を受けた後、同条第二項の基準に違反するに至つた者、同条第三項第一号に該当するに至つた者又は同条第四項の規定による条件に違反した者
- 三 第七条の規定に違反するに至つた者